

議案第11号

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第16条の2の見出しを「(本市が設立した地方独立行政法人等に対する審査請求)」に改め、同条中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第17条を次のように改める。

(審査会への諮問等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条中第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第18条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審

査請求人」に改める。

第19条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第20条第1項及び第22条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条及び第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第27条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項、第24条第3項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、審

査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第3章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等（改正後の条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（改正後の条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪市情報公開審査会への諮問事項を改めるとともに、当該審査会に提出された意見書又は資料の写しの送付等に関する事項を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市情報公開条例（抄）

目 次

前 文

第1章 - 第2章 省 略

第3章 不服申立て
審査請求

第1節 - 第3節 省 略

第4章 - 第6章 省 略

附 則

第3章 不服申立て
審査請求

(本市が設立した地方独立行政法人等に対する異議申立て)
審査請求

第16条の2 本市が設立した地方独立行政法人等がした公開決定等又は本市が設立した地方独立行政法人等に対する公開請求に係る不作為について不服があるものは、本市が設立した地方独立行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすること
平成26年法律第68号 審査請求
ができる。

(審査会への諮問等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による不服申立てがあつ
審査請求

たときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに
審査請求

該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、
その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

審査請求

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき
審査請求 場合

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する
審査請求の全部を認容し

旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服
審査

申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等 について
請求 場合 (公文書の公開

反対意見書が提出されているときを除く。
場合 除く。)

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、
諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
審査請求人
- (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
審査請求人
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等 について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が
審査請求 公文書の公開

不服申立人又は参加人である場合を除く。)
審査請求人

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)
審査請求

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合につい
て準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
審査請求
- (2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)
審査請求
を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人
審査請求
が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(設 置)

第20条 第17条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、審査会を置く。
審査請求

2 省 略

(部 会)

第22条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、不服申立てに係る事件
審査請求

について調査審議させることができる。

(審査会の調査権限)

第23条 省 略

2 - 3 省 略

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、審査請求 審査請求人

参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、審査請求人等

適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を 審査請求人等

述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人ととも 審査請求人

に出頭することができる。

3 審査会は、その指定する相当の期間内に不服申立人等が口頭で意見を述べる 審査請求人等

ときは、当該不服申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当 審査請求人等

該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

（意見書等の提出）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出 審査請求人等

審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見 審査請求人等

の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

（提出資料の閲覧等
写しの送付等

第27条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項、第24条第3項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。））にあっては、

当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録に審査請求人等

あつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は複写
写しの交付

（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことがで
写しの交付

きない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定すること
4 第2項 写しの交付

ができる。

- 5 第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

（答申書の送付等）

第29条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送
審査請求人

付するとともに、答申の内容を公表するものとする。